

# JAPAN P&I NEWS

No.956-18/04/25

**外航組合員各位**

## 台湾における船舶による大気汚染防止に関する新規制

題記の件に関し、台湾のコレスポンデント、Taiwan Maritime Services Ltd.より以下の情報を入手しましたのでご参考に供します。

台湾交通部は船舶からの排気の量と質の改善を目的として、2019年1月1日より台湾への寄港船舶に対し硫黄含有量0.5%以下の燃料油を使用することを義務付けることとしました。同規制はIMOに基づく規制開始日2020年1月1日よりも1年前倒しでの導入となります。

上記燃料油の使用を促進するため、2018年2月1日から同年12月31日までの期間に高雄に寄港する船舶が硫黄含有量0.5%以下の燃料油を使用した場合、当局よりNT\$5,000の助成金が支払われます。

また、コンテナ船と客船が台湾の商業港に入出港する際、港湾から20海里以内を速力12ノット以下で航行した場合、一航海当たり、NT\$8,000の助成金が支払われます。

なお、詳細につきましては台湾の入港先代理店にご照会くださいますようお願い申し上げます。

以上

**日本船主責任相互保険組合**

業務部国際グループ

Tel: +81 3 3662 7214

Fax: +81 3 3662 7107

E-mail: [ri-dpt@piclub.or.jp](mailto:ri-dpt@piclub.or.jp)

Website: <https://www.piclub.or.jp>